令和８年１１月２日
北播磨県民局　加東土木事務所

◆ 河川内樹木採取 応募要領 （試行）◆

加古川水系県管理河川内の樹木を有効活用しませんか？
～樹木の採取を希望する県民の皆さまへ～

１　目的

河川敷地内には多くの樹木が繁茂していますが、これらを放置すると樹木の樹林化が進行し、増水時に流水を妨害するだけでなく、樹木が流出することで堤防や護岸などの施設を損傷させる可能性があり、河川管理上での課題となっています。

このため、加古川水系の県管理河川の管理者である北播磨県民局（加東土木事務所）では、河川敷地内において繁茂する樹木の伐採を計画的に進めていますが、それに加えて、県民の皆さまにも、こういった樹木を木材資源として活用していただきたく、河川法第２５条に基づく「河川の産出物（竹木）の採取」が可能なことを知っていただいた上で、採取（伐採、集積、搬出）希望者を試行的に募集するものです。

２　応募概要

（１）応募から採取までの流れ

応募にあたっては、河川法第２５条（河川の産出物（竹木）の採取）に基づく申請が必要です。所定の申請様式により、採取を希望される箇所（下記（６）の範囲に限る）、採取を予定されている日時といった必要事項を記載したうえで、申請してください。なお、申請前には、必ず事前に現地状況を確認してください。

申請を受ければ、加東土木事務所が、河川管理上、問題が生じないかどうかについて、河川法第２５条に基づく審査を行います。その過程で、内容に不備や、不自然な点がある場合には、申請を行われた方（申請者）に対して問合せを行い、補正依頼（修正の指示）を行います。

審査の結果、最終的に問題がないと判断できた申請者に対しては、河川管理者である北播磨県民局長が、河川法第２５条に基づく許可を行います。許可が下りれば、申請者は、許可の内容に基づき、樹木を採取することが可能となります。

なお、審査、許可は申請のあったものから先着順に行います。

（２）応募（申請）期間

令和８年１１月２日（月）から令和９年３月１３日（金）まで

（３）応募（申請）方法

持参又は郵送

（４）応募（申請）費用

無料（下記（５）への交通費、郵送費、通信費については申請者の負担）

（５）申請書類の提出先

下記に事前に問合せのうえ、申請様式に必要事項を記入し、必要書類を添付して、来所又は郵送により提出してください。

北播磨県民局　加東土木事務所　管理課
（兵庫県加東市社字西柿 1075-2 兵庫県社総合庁舎）
電話 0795-42-9389

（６）樹木の採取が可能な場所及び留意事項

【場所（添付している地図、写真も参照)】

A. 加古川 右岸河川敷
西脇市黒田庄町西澤地先 約 1.3ha、加古川右岸 48.3k 付近）

B. 加古川 右岸河川敷
西脇市黒田庄町田高地先 約 0.5ha、加古川右岸 48.7k 付近）

C. 加古川 右岸河川敷
西脇市黒田庄町田高地先 約 0.6ha、加古川右岸 49.7k 付近）

D. 加古川 右岸河川敷
西脇市和布地先 約 0.8ha、加古川右岸 39.5k 付近）

【留意事項】

①A、D は令和８年度、県で伐採して現地に集積しますので、許可を受けた方に搬出のみ行っていただきます。（樹木は８t トラック規模の車両に積載可能なサイズで伐採、集積します。）

②B、C は、許可を受けた方において、伐採から搬出までを行っていただきます。（当面、県で伐採の予定はありません。）

③なお、A から D 全ての箇所毎に、対象の河川産出物（幹、枝葉等）は全て、許可を受けた方が搬出するものとし、一部の幹だけ等の部分的な搬出は認めないこととします。

（７）樹木の種類

主に落葉広葉樹（アキニレ・エノキ・オニグルミ・ヤナギ等)、竹類

（８）樹木の採取期間

許可を受けた期間
（最長で令和 9 年 5 月 31 日まで。申請通り許可されるとは限らない。）

（９）樹木の対価

無料（採取（伐採、搬出、集積）にかかる一連の費用は、申請者が負担）

(10) 問合せ先

北播磨県民局 加東土木事務所 管理課
〒６７３―１４３１ 兵庫県加東市社字西柿 1075-2 兵庫県社総合庁舎
・電話　０７９５－４２－９３８９
・メール katodoboku@pref.hyogo.lg.jp